

令和3年第8回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和3年8月24日(火)

午後1時30分開会

Web会議

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第23号	令和4年度小金井市立中学校教科用図書の採択について
第3	議案第24号	令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
第4	議案第25号	小金井市社会教育委員の委嘱について
第5	議案第26号	小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について
第6 報告事項	1	東京学芸大学と連携したもくせい教室の新たな推進体制の構築について
	2	中学校宿泊行事（山の移動教室・修学旅行）について
	3	その他
	4	今後の日程
第7	代処第9号	職員の人事異動に関する代理処理について
第8	代処第10号	職員の分限処分に関する代理処理について
第9	代処第11号	職員の退職に関する代理処理について

議案第23号

令和4年度小金井市立中学校教科用図書の採択について

令和4年度小金井市立中学校使用教科用図書（社会科・歴史的分野）について、別紙のとおり採択する。

令和3年8月24日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、令和4年度小金井市立中学校使用教科用図書（社会科・歴史的分野）の採択をする必要があるため、本案を提出するものであります。

令和3年8月24日

学校教育部指導室

令和4年度小金井市立中学校使用教科用図書

種目	種類数	教科用図書発行者名	決定
社会 (歴史的分野)	2	株式会社帝国書院 株式会社自由社	

議案第 24 号

令和 4 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択
について

令和 4 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書について、別紙のとおり採択をする。

令和 3 年 8 月 24 日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号に基づき、令和 4 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）について採択するため、本案を提出するものであります。

令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）

[小金井第一小学校 （梅の実学級）]

種目	発行者	学年	検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書名
国語		全	小金井市立小学校使用教科用図書
書写		全	小金井市立小学校使用教科用図書
社会		3~6	小金井市立小学校使用教科用図書
地図		4~6	小金井市立小学校使用教科用図書
算数		全	小金井市立小学校使用教科用図書
理科		3~6	小金井市立小学校使用教科用図書
生活		1・2	小金井市立小学校使用教科用図書
音楽		全	小金井市立小学校使用教科用図書
图画工作		全	小金井市立小学校使用教科用図書
家庭		5・6	小金井市立小学校使用教科用図書
保健		3~6	小金井市立小学校使用教科用図書
道徳		全	小金井市立小学校使用教科用図書
英語		5・6	小金井市立小学校使用教科用図書

令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）

[小金井第二小学校 （さくら学級）]

種目	発行者	学年	検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書名
国語		全	小金井市立小学校使用教科用図書
書写		全	小金井市立小学校使用教科用図書
算数		全	小金井市立小学校使用教科用図書
音楽		全	小金井市立小学校使用教科用図書
图画工作		全	小金井市立小学校使用教科用図書
保健		3~6	小金井市立小学校使用教科用図書
生活	ひかりのくに リーブル 福音館書店 くもん出版 小峰書店 岩崎書店 戸田デザイン研究室 評論社 偕成社 戸田デザイン研究室 フレーベル館 女子栄養大学出版部	1 2 3 3 4 4 5 5 5 6 6 6 6	202シリーズ たべもの202 あっちゃん あがつくたべもの あいうえお 科学シリーズ 昆虫 ～ちいさななかまたち～ くもんのせいかつ図鑑 お店カード 一町のお店と公共施設～ あたらしいのりものずかん ④東京パノラマたんけん やさいのうえかたそだてかた にっぽん地図絵本 しあげ絵本 からだのなかとそと 坂本麻子のひとりでクッキング③ ばんごはんをつくろう！〈和食編〉 せかい地図絵本 ふしぎをためす図鑑 かがくあそび 新・こどもクッキング
英語		5・6	小金井市立小学校使用教科用図書
道徳	小学館 旺文社 旺文社	1~3 4 5 6	小金井市立小学校使用教科用図書 おひさまセレクション勇気をくれるおはなし16話 学校では教えてくれない大切なこと②友だち関係～自分と仲良く～ 学校では教えてくれない大切なこと⑥友だち関係～気持ちの伝え方～

令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）

[東小学校 (ひまわり学級)]

種目	発行者	学年	検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書名
国語	小学館	全 6	小金井市立小学校使用教科用図書 さんまいのおふだ
書写		全	小金井市立小学校使用教科用図書
社会	戸田デザイン研究所	3~6 6	小金井市立小学校使用教科用図書 せかい地図絵本
算数	日本教育研究出版 むぎ書房	全 6 6	小金井市立小学校使用教科用図書 ひとりだちするための算数・数学 わかるさんすう2
理科	婦人之友社	3~6 6	小金井市立小学校使用教科用図書 よくみるよくきくよくする絵本 たべものとからだ
生活		1	小金井市立小学校使用教科用図書（上・下）
音楽		全	小金井市立小学校使用教科用図書
図画工作		全	小金井市立小学校使用教科用図書
保健		3~6	小金井市立小学校使用教科用図書
家庭		5	小金井市立小学校使用教科用図書
英語		5・6	小金井市立小学校使用教科用図書
道徳		全 3・4・6	小金井市立小学校使用教科用図書 ほげちゃんシリーズ ほげちゃん

令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）

[小金井第一中学校 (G組)]

種目	発行者	学年	検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書名
国語	東洋館出版	全	くらしに役立つ 国語
書写		全	小金井市立中学校使用教科用図書
地図		全	小金井市立中学校使用教科用図書
数学	東洋館出版	全	くらしに役立つ 数学
理科		全	小金井市立中学校使用教科用図書
音楽		全	小金井市立中学校使用教科用図書
美術		全	小金井市立中学校使用教科用図書
保健体育		全	小金井市立中学校使用教科用図書
技術（職業）・家庭	日本教育研究出版	全	ひとりだちするための進路学習
英語		全	小金井市立中学校使用教科用図書
道徳		全	小金井市立中学校使用教科用図書

令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）

[小金井第一中学校 (I組)]

自閉症・情緒障害学級

全種目、全学年において 小金井市立中学校使用教科用図書

令和4年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（案）

[小金井第二中学校 （6組）]

種目	発行者	学年	検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書名
国語	日本教育研究出版	全	ひとりだちするための国語
書写		全	小金井市立中学校使用教科用図書
社会	成美堂出版	全	調べ学習に役立つ日本の地図
数学	日本教育研究出版	全	ひとりだちするための数学
理科		全	小金井市立中学校使用教科用図書
音楽		全	小金井市立中学校使用教科用図書
美術		全	小金井市立中学校使用教科用図書
保健体育		全	小金井市立中学校使用教科用図書
技術（職業）・家庭	日本教育研究出版	全	ひとりだちするための進路学習
英語		全	小金井市立中学校使用教科用図書
道徳	旺文社	全	学校では教えてくれないたいせつなこと⑥友だち関係～気持ちの伝え方～

議案第25号

小金井市社会教育委員の委嘱について

小金井市社会教育委員の設置に関する条例第1条に定める小金井市社会教育委員(第31期)を別紙のとおり委嘱する。

令和3年8月24日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市社会教育委員が、令和3年9月8日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

小金井市社会教育委員候補者名簿（第31期）

任期 自：令和3年9月9日

至：令和5年9月8日

氏名	所属・推薦団体	委員歴	摘要
くろき ともみち 黒木 智道	小金井市立小中学校長会 (緑小学校校長)	社会教育委員2期	各学校の長
いしはら かおり 石原 芳	小金井市立小中学校PTA連合会	社会教育委員3期	社会教育関係団体
とみた けんじろう 富田 謙次郎	公益財団法人 小金井市体育協会	社会教育委員2期	社会教育関係団体
すわ けいじろう 諏訪 啓二郎	特定非営利活動法人 シニアSOHO小金井	社会教育委員2期	社会教育関係団体
かなざわ ひろえ 金澤 大恵	小金井市文化連盟	新規	社会教育関係団体
きたざわ たかし 北澤 隆司	小金井市登録手話通訳者連絡会	新規	社会教育関係団体
しばた さちこ 柴田 彩千子	国立大学法人 東京学芸大学	社会教育委員4期	学識経験者
ふくい たかお 福井 高雄	公募委員	社会教育委員3期	市民
もりもと えいこ 森本 栄子	公募委員	社会教育委員2期	市民
すずき てつや 鈴木 哲也	公募委員	新規	市民

議案第25号資料

小金井市社会教育委員（第31期）候補者概要

1 定 数 10人

2 任 期 2年（令和3年9月9日～令和5年9月8日）

3 男女別数 男性6人（60%） 女性4人（40%）

4 平均年齢等 平均 58.8歳（男性62.5歳 女性53.3歳）
最高年齢者 80歳（女性） 最少年齢者 37歳（女性）

5 再 任 等 再任者 7人（70%） 新任者 3人（30%）

議案第 26 号

小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について

小金井市公民館条例第 16 条に定める小金井市公民館運営審議会委員（第 36 期）
を別紙のとおり委嘱する。

令和 3 年 8 月 24 日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊雅士

(提案理由)

小金井市公民館運営審議会委員が、令和 3 年 9 月 8 日をもって任期満了となるので、
新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市公民館運営審議会委員候補者名簿（第36期）

任期 自：令和3年9月9日

至：令和5年9月8日

氏 名	所 属・推 薦 団 体	委 員 歷	摘 要
あさの 浅野 正道	小金井市立小中学校校長会 (第一小学校校長)	公民館運営審議会 委員2期	各学校の長
はしもと 橋本 利一	小金井市文化連盟	新規	教育・学術・ 文化団体
さがやま 嵯峨山 康夫	小金井史談会	公民館運営審議会 委員2期	
わたなべ 渡邊 恭秀	小金井市商工会	公民館運営審議会 委員3期	産業団体
ほんかわ 本川 交	社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会	新規	社会事業団 体
あらい 新井 浩子	早稲田大学文学学術院 文学部 講師	公民館運営審議会 委員2期	学識経験者
よしだ 吉田 孝	公募委員	新規	市 民
ばんない 坂内 祐一	公募委員	新規	市 民
かわはら 川原 美紀	公募委員	新規	市 民

議案第26号資料1

小金井市公民館運営審議会委員（第36期）概要

1 人 数 9人（定数10人）

2 任 期 2年（令和3年9月9日から令和5年9月8日まで）

3 男女別数 男性 6人 女性 3人

4 平均年齢等 全体平均64.4歳（男性67.2歳・女性59.0歳）
最高年齢者79歳（男性） 最低年齢者50歳（女性）

5 再 任 等 再任者 4人 新任者 5人

6 選 任 基 準 小金井市公民館運営審議会規則
小金井市公民館運営審議会委員候補者選出要綱

教育支援センター構想実現に向けた 新たなもくせい教室の力タチの創造

★「地域社会との協働」により、社会とつながる子を目指し、その子らしさを伸ばせるよう支援する

新たなチャレンジ！！

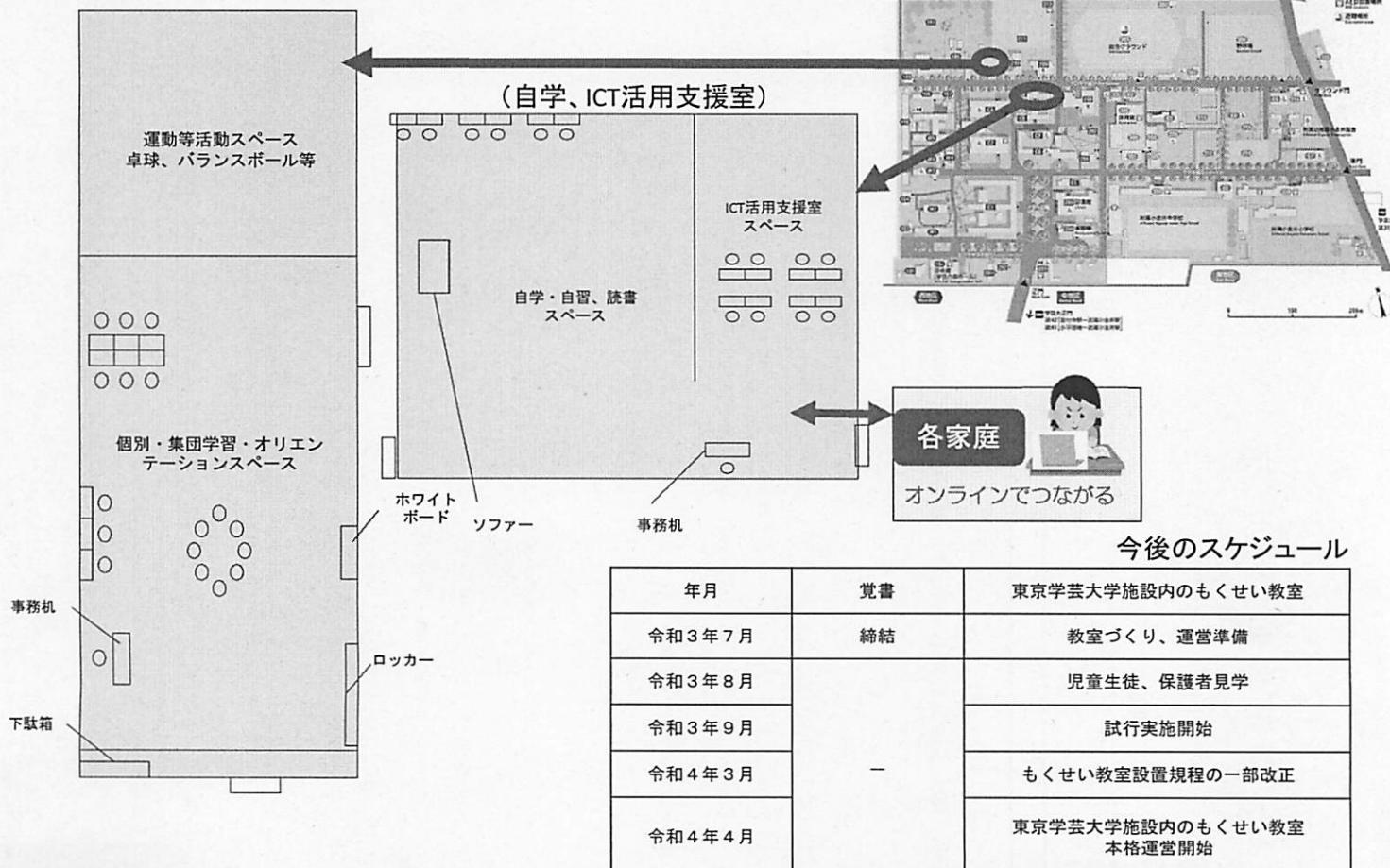
ICT端末を活用した学習支援

保護者、地域、東京学芸大学生と指導員による多様なコミュニケーションによる児童・生徒の支援

体を動かしたり、リラックスしたりできる居場所としての空間の提供

ICT端末を活用し、遠隔等で、通室できない児童・生徒への支援の実施

教室のレイアウトイメージ
(カリキュラム活動・事務室)



居場所の提供と学びの保障を実現し、その子らしさを最大限に伸ばします！！

保護者説明会資料

小学校給食調理業務の更なる委託について

1 小金井市立小・中学校の給食調理業務民間委託の経過

市では、中学校給食調理業務について、平成18年度から民間業者への委託を開始し、平成20年度に全5校が委託校となりました。

さらに、平成22年度から小学校給食調理業務の在り方と経営方法について検討を開始し、平成25年9月から小学校9校中5校の給食調理業務を民間委託することとしました。これは、「第3次行財政改革大綱」、「小金井市学校給食の指針」とともに、「学校給食検討委員会の答申」を踏まえて決定したものです。

小学校給食調理業務を委託後、市では、児童へのアンケート調査や試食会での感想などから、小金井の給食の伝統である「安全でおいしく温かい給食」が守られていることを確認しました。また、栄養教諭・栄養士及び調理員による学校給食調理業務の検証を、給食内容、衛生管理、安全衛生、調理現場の管理体制、教育現場との連携の視点で毎年続けていますが、給食内容では味付け、食材の切り方・大きさ、適温などの項目で、委託校、直営校ともに、ほとんどの献立品目で「よい」という評価を得ており、委託校、直営校で差はない結果となっています。

現在、全ての中学校及び5校の小学校の給食調理業務を民間委託していますが、小金井市の給食が目指す「安全でおいしく温かい給食」が継承されており、その上で、一定の財政効果を上げることができており、児童・生徒の教育充実に向けて貢献できています。

2 教育行政の新たな需要と国の方針の変化への対応

小金井市の教育行政においては、学校施設の計画的改築・トイレの洋式化の推進、教育ICT環境の継続的な整備、(仮称)小金井市教育支援センターの設置など、多くのことが課題となっています。限りある財源の中から、これらの事業を実施していくためには、教育委員会においても教育にかかる経費の見直しや工夫により、財政効果を上げることができる施策を推進していかなければなりません。

また、国は、地方交付税制度において平成28年度から「学校給食に要する経費について、トップランナー方式を導入し、民間委託等を前提として、給与費から委託料等に振り替えた」ことにより、地方交付税の算定に用いる費用から直営校の人員費を含まないこととしました。つまり、国は学校給食について、直営から民間委託へと大きく方針を変えたこととなります。

このような状況を踏まえて、限られた財源の中でも小金井市の学校給食の質を維持・発展させるため、今回新たに小学校の直営校4校についても民間委託を進めるために検討を重ね、令和4年4月から1校を、令和6年4月からもう1校を民間委託することとしました。

3 小金井市における給食の提供方式

市区町村によって給食の提供方式は様々です。小金井市では自校調理方式により「安全でおいしく温かい給食」を提供しています。

給食提供方式の一例

区分	調理業務	栄養士業務	
センター方式	委託	委託	
	委託	直営	
	直営	直営	
自校調理方式 ※学校敷地内に給食調理設備があり、自校で調理する。	委託	委託	
	委託	直営 (1校に1人配置)	直営 (複数校に1人配置)
	直営	直営 (1校に1人配置)	直営 (複数校に1人配置)

※その他

○親子方式

自校分の調理に加え他校分の給食を提供する学校を「親」とし、提供を受ける学校を「子」とする方式

○弁当併用外注方式

※  内が、小金井市で採用している方式

多摩26市の提供方式

区分	小学校	中学校
自校調理方式のみ	12市 (親子方式1市を含む。)	9市 (親子方式2市を含む。) (弁当併用2市を含む。)
自校調理方式・センター方式併用	5市 (親子方式1市を含む。)	1市
センター方式のみ	9市	16市

4 今後の経営方法

限られた財源の中でも、小金井市の学校給食の伝統を継承し、充実させるためには、全ての児童・生徒に、直営・委託の給食調理形態の区別なく、「安全でおいしく温かい給食」を提供するための仕組みを維持・構築するとともに、給食調理業務の民間委託によって生み出された財政効果を児童・生徒の教育推進のために活用していきます。

(1) 給食調理業務の自校調理方式の堅持

給食調理方式は「センター方式」等を採用することなく、小金井市の特色である「自校調理方式」を堅持し、「安全でおいしく温かい給食」を提供します。

(2) 各学校1人の栄養教諭・栄養士の配置

給食の質の検証で確認されていますが、「安全でおいしく温かい給食」を提供できている要因の一つである直営校で培ってきた調理の伝統が、委託校においても継承されてきました。これは、栄養教諭・栄養士が常に学校に在籍している利点を生かし、調理員と細やかなコミュニケーションを図っていることが大きく寄与しています。

また、栄養教諭・栄養士は、各学校の食育リーダーとも、常日頃から食育に関して研究を進め、学校の特色にあった食育の視点を踏まえた給食を提供しています。

栄養教諭・栄養士は、調理員及び食育リーダーと相互の立場を尊重した連携を図ることが重要と考えています。今後も密接な連携を図るため、各学校1人の栄養教諭・栄養士の配置を継続します。

また、全ての栄養教諭・栄養士が参加する栄養士会を通じて、献立の共有など、研究及び情報交換を行い、給食の質の維持・向上に努めます。

(3) 第三者機関の設置

学校給食調理業務の民間委託を進めていく中、第三者による給食の質の評価、改善の勧告などを適切に行う機関を設置します。

第三者機関の設置においては、給食調理に高度な知識をもった専門家の参加を検討します。また、役割や権限については、「小金井みんなの給食委員会」の委員の意向を伺い、市民とともに目指す「指針の推進」、「見守り支援」が実践できるよう検討します。

5 今後の小金井市の学校給食が目指す姿

前述の仕組みを維持・構築することにより、給食そのものばかりでなく教育行政の向上・発展を図ります。

(1) 「安全でおいしく温かい給食」の発展と豊かな学校生活の実現を目指します。

① 生産者の見える給食の実現

地場産野菜の活用の促進

② 子どもの思いを取り入れた給食の実現

リクエスト給食、選択給食の実施

③ 日本の季節、伝統的な食文化、世界の料理を知ることができる給食の実現

季節給食、郷土料理、世界の料理の実施

④ 保護者との連携

栄養教諭・栄養士と保護者との交流（クッキング教室等）、給食試食会の開催

(2) 行財政改革の成果（民間委託により生み出された財源）は、全て子どもたちに還元し、教育の更なる充実を目指します。

① 学校給食施設・設備の改善

エアコンなど調理室の環境を改善する施設の整備を推進するとともに、おいしい給食がより効率的に提供できるように定期的な調理機器の入替えを推進します。

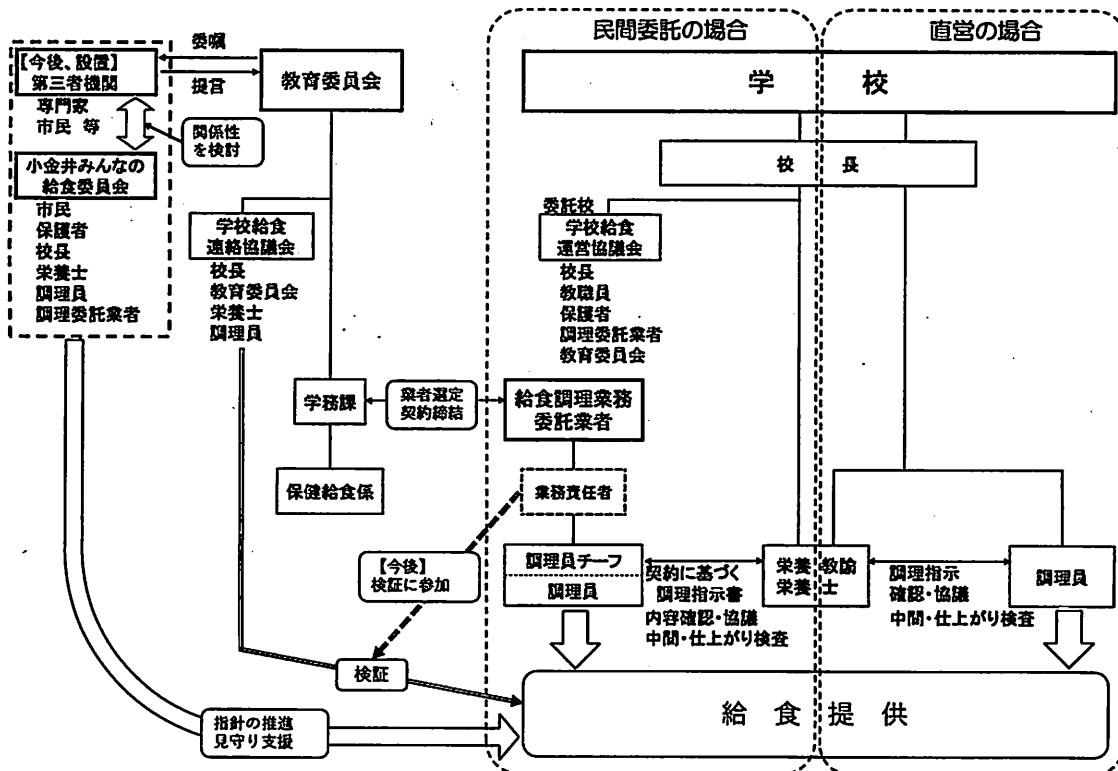
② 「明日の小金井教育プラン」の推進

「明日の小金井教育プラン」（別紙「第3次 明日の小金井教育プラン」参照）の実現に向けて生み出された財源を活用します。

(3) 次に掲げる①・②などが児童・生徒に身に付くよう、「食育」の更なる推進を目指します。

- ① 発達段階に応じた栄養のとり方を学び、自ら管理する能力を身に付ける。
 - ② 食物の生産等に関わる人々への理解を深め、感謝する心を育む。
- (4) 第三者機関による検証と指導・勧告などを通じて、給食の質の向上・発展を目指します。
- ① 小金井市学校給食の指針である「安全でおいしく温かい給食」の遵守
 - ② より充実した給食実現に向けた知識の習得と情報発信

6 現在の組織体系



7 今後の委託化の推進

直営校4校のうち、2校について給食調理業務の委託化を行います。

- (直営校) 三小： 令和4年4月から委託
 一小： 令和6年4月から委託（三小委託の検証後）

8 三小の調理業務委託化における委託業者の選定スケジュール（予定）

令和3年10月上旬 プロポーザル実施公表

令和3年11月中旬 一次審査結果（書類審査）

令和3年11月下旬 二次審査（プレゼンテーション）※公開により実施予定

令和3年12月上旬 結果発表

令和4年 1月上旬～3月下旬

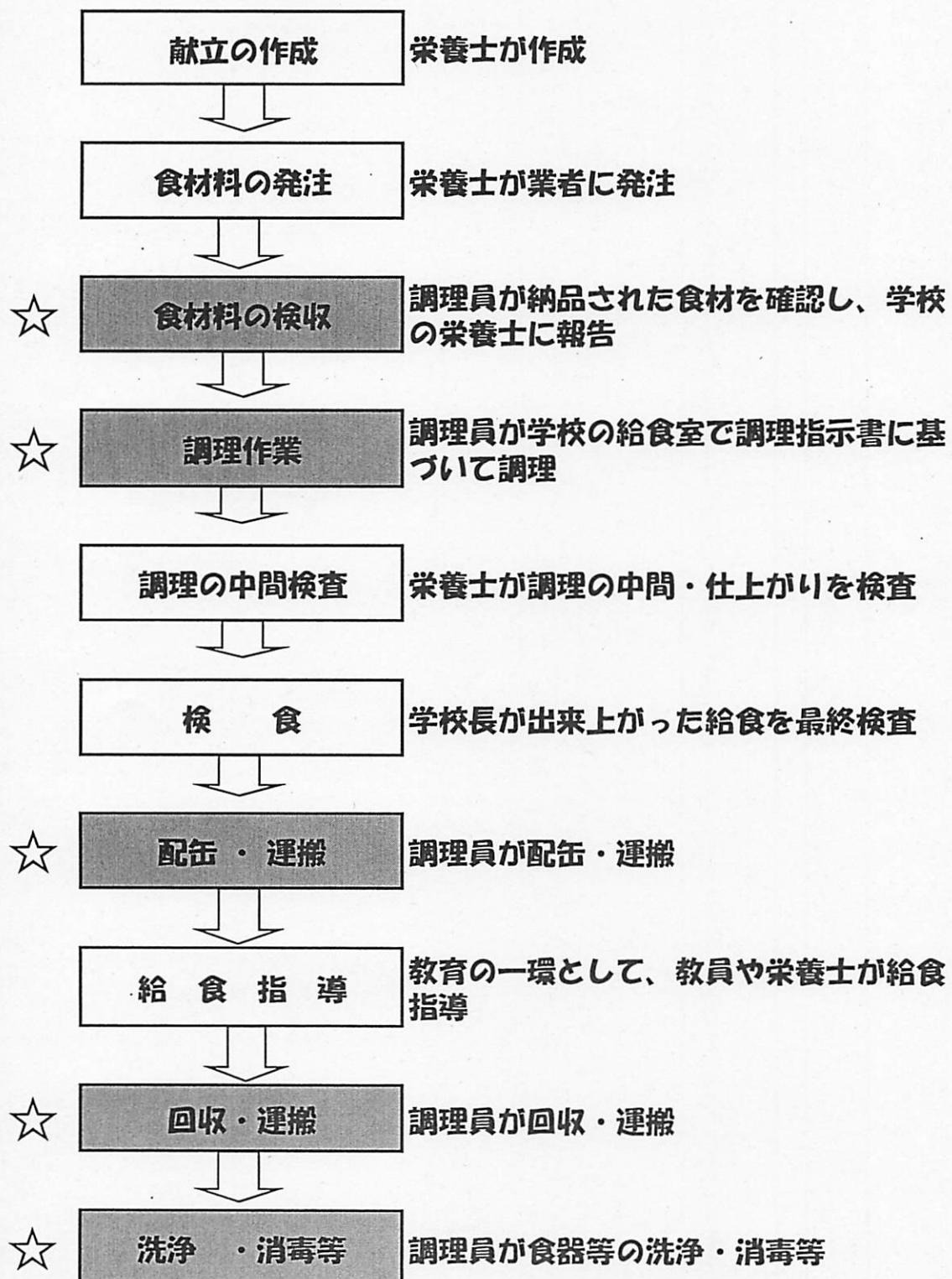
業者打合せ、引継ぎ

令和4年 4月 委託業者の調理による給食提供開始

学校給食調理業務について

学校給食調理業務委託は、市の給食調理員が行っている調理業務を民間業者の調理員が行います。

※下図☆印が調理業務です



小金井市学校給食の指針

安全でおいしく温かい給食



平成25年4月

小金井市教育委員会学務課

目 次

1. 学校給食の目的	1	6. 安全性の確保	7
2. 小金井市の給食	1	(1) 食材の検査	
3. 学校給食の指針	2	ア 食肉等細菌検査	
(1) 献立の作成方針		イ 放射能測定	
ア 食への理解、望ましい食習慣		(2) 食器の検査	
イ 食文化の伝承		ア 残留洗剤検査	
ウ 栄養バランス		(3) 調理場の検査	
(2) 食材料の選定基準		ア 保健所による拭き取り検査	
ア 選定の基本的考え方		イ 日常の点検	
イ 食材の選定方法		ウ 学校薬剤師による定期点検	
ウ 地産地消		(4) 栄養士・調理員の検査等	
(3) 給食調理の指針		ア 健康診断、その他必要な検査	
ア 手作り料理		(5) その他	
イ アレルギー対応		7. 環境への配慮	8
ウ 給食行事の取組		8. 食育の推進	8
4. 衛生管理の指針	5	(1) 食育の取組	
(1) 調理の過程について		(2) 食育リーダー会議の開催	
(2) 衛生管理について		(3) 小中学校栄養士会の活動	
5. 給食環境の整備	6	9. 給食の充実と市民参加	10
(1) 食器		(1) 学校給食運営協議会	
(2) 設備		(2) 学校給食連絡協議会	
		(3) 栄養士・調理員の役割と責務	
		(4) より良い給食を目指して	

はじめに

「小金井市学校給食の指針」は、平成18年度に制定された「小金井市学校給食の基本的指針」の基本理念を受け継ぎながら、法的部分の改訂を含めた内容となっています。

「ルーから手作りのカレー」に代表される小金井らしい給食を、未来を担う子ども達の健やかな成長のため、市が責任をもって提供していきます。

より良い給食を目指して、今後的小金井の学校給食事業の指針とするものです。

1 学校給食の目的

学校給食は、学校給食法によって義務教育諸学校の「教育の目的を実現するため」のものと位置付けられており、同法第2条に基づいて7つの目標を達成するために市立学校の児童・生徒に対して提供しています。

また、平成21年4月に施行された学校給食法の改正では、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられました。

【学校給食の7つの目標】(学校給食法第2条)

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 小金井市の給食

本市の学校給食は、ミルク給食に始まり、時代の変遷とともに充実し、現在は14のすべての小中学校において、完全給食(※1)を実施しています。

「安全でおいしく温かい給食」を基本理念として、安全な食材を使用し、衛生管理に留意し、手作りを基本とした自校方式による調理をしています。

自校方式は、学校の敷地内に給食調理場があるので、給食時間にあわせて調理をするため、子ども達はできあがったばかりの温かい給食を食べることができます。また、調理中のにおい(だし汁や炒めもののしょうが・ニンニクなどの香り等)を感じることもでき、食について的好奇心や楽しみを生む機会ともなっています。

児童・生徒が、直に食材に触れる体験や日常的に調理員とふれあうことにより給食をつくる人への感謝の気持ちを育て、食べ物の大切さを学ぶことができます。

また、各学校の栄養教諭・栄養士が献立を立てているので、教科や学校行事と連携した給食を組み立てやすく、生きた教材として活用しています。

※1 完全給食・・・学校給食法施行規則第1条で定められている区分（以下は法令上の定義による）。給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食

3 学校給食の指針

(1) 献立の作成方針

ア 食への理解、望ましい食習慣

- 主食・主菜・副菜のバランスのとれた献立を作成します。
- 米飯給食は、週3回以上の実施を目指します。
- 様々な食品を取り入れ、子ども達の苦手な食材については、味付けや食感、見た目等食べやすい献立や調理の工夫をします。
- 噛む習慣づくりに資する食材を使用します。
- 一般的に食べる機会の少ない食品をできるだけ多く取り入れるようにします。

イ 食文化の伝承

- 和食献立を積極的に取り入れます。
- 行事食を取り入れます。
- 四季を大切にし、旬の食材を使用します。

ウ 栄養バランス

栄養量は、文部科学省の「学校給食実施基準の施行について（通知）」及び「児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準」の内容を踏まえ適切なものとします。



平成25.1.30文部科学省告示第10号 学校給食実施基準
【児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準】

区分	基準値			
	児童(6歳~7歳) の場合	児童(8歳~9歳) の場合	児童(10歳~11歳) の場合	生徒(12歳~14歳) の場合
エネルギー (kcal)	530	640	750	820
たんぱく質(g)	20	24	28	30
範囲※1	16~26	18~32	22~38	25~40
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の25%~30%			
ナトリウム (食塩相当量)(g)	2未満	2.5未満	2.5未満	3未満
カルシウム(mg)	300	350	400	450
鉄(mg)	2	3	4	4
ビタミンA(μg RE)	150	170	200	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	35
食物繊維(g)	4	5	6	6.5

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。
マグネシウム・児童(6歳~7歳) 70mg、児童(8歳~9歳) 80mg、児童(10歳~11歳) 110mg、生徒(12~14歳) 140mg
亜鉛・児童(6歳~7歳) 2mg、児童(8歳~9歳) 2mg、児童(10歳~11歳) 3mg、生徒(12~14歳) 3mg
2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※ 範囲・・・示した値の内に納めることが望ましい範囲

【学校給食の標準食品構成表(幼児、児童、生徒1人1回あたり)】

区分	(単位:g)			
	児童(6歳~7歳) の場合	児童(8歳~9歳) の場合	児童(10歳~11歳) の場合	生徒(12歳~14歳) の場合
米	42	48	60	66
強化米	0.13	0.14	0.18	0.2
小麦	20	23	26	30
イースト	0.5	0.57	0.65	0.75
食塩	0.4	0.46	0.52	0.6
ショートニング*	0.7	0.8	0.91	1.1
砂糖類	0.7	0.8	0.91	1.1
脱脂粉乳	0.7	0.8	0.91	1.1
牛乳	206	206	206	206
小麦粉及びその製品	4	5	7	9
芋及び澱粉	32	38	42	44
砂糖類	3	3	3	4
豆類	5	6	6	6
豆製品類	15	20	21	22
種実類	2.5	3.5	3.5	3.5
緑黄色野菜類	19	23	27	35
その他の野菜類	60	70	75	82
果物類	30	32	35	40
きのこ類	3	4	4	4
海藻	2	2	2	4
魚介類	13	16	16	21
小魚類	3	3	3	4
肉類	12	16	17	19
卵類	6	6	8	14
乳類	3	4	5	6
油脂類	3	3	3	4

(備考)
(1) 1ヶ月間の摂取目標量を一回当たりの数値に換算したものである。
(2) 適用に当たっては、個々の児童生徒等の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

(2) 食材料の選定基準

ア 選定の基本的な考え方

- 学校給食食材については、安全性を最優先します。
- 無添加、無着色、非遺伝子組み換え、国産の食材を基本とします。
- 低農薬、有機栽培等の食材を取り入れます。

イ 食材の選定方法

○小金井市では、給食に使用する食材料の買入れの適正を期するため、「小金井市学校給食物資買入れ指名競争入札参加業者選定要綱」により、2年に1回、校長会が納入業者を選定し指名します。

立地条件、経営状況、衛生状況、輸送力を選定の基準とし、この指名により業者は食品の入札（見積合わせ）に参加することができます。

○「学校給食用物資見積規格書」に記載のある食品（米、めん、野菜を除く。）

指名業者は、取扱品目について、「学校給食用物資見積規格書」に沿った製品の銘柄・規格を届け出ます。栄養成分表・原料配合表・アレルゲン食品表示・遺伝子組み換え原材料・食品添加物内容表等の証明を添付します。

校長会では、品質、価格の適正を期するため、見積会を行います。

見積会では、栄養士が品目ごとに味見をし、適當と思われる銘柄を指定します。指定した銘柄の品目について見積合わせをして安価な業者に落札します。見積合わせは、通常学期ごとに行いますが、価格が変動しやすい調味料や魚貝類、大豆、季節のもの等は月ごとに行います。銘柄の指定は、2年間有効です。

○米、めん類、野菜、肉、卵、その他見積品以外の食品

各学校が、指名業者又は（公財）学校給食会に発注します。食品についての必要な証明は隨時求め、産地を確認します。

○パン・牛乳

安全性を重視しつつ、価格等の条件のよい業者を教育委員会が選定します。

ウ 地産地消

市内の農家で生産される農産物を活用し、ルート開拓に努めています。

小金井市内で生産される主な野菜(例)
トマト 小松菜、ほうれん草
リーフハーブ、トマト、なす
さやえり、とうもろこし
大根、ブロッコリー、白菜

(3) 給食調理の指針

ア 手作り調理



- 化学調味料は使用しません。
- だし汁は削り節、煮干、昆布等から、スープは鶏がら等からとります。
- 献立は素材から手作りします。デザート以外の冷凍食品・半調理品は、使いません（ただし、素材そのもの又は素材を加工したものを冷凍、缶詰、レトルト包装したものは除く。）。
- カレーやシチューのルーは手作りします
- ご飯は、調理室で炊飯します。
- パンは、業者納品ですが、揚げパンやトースト等は納品されたパンを調理します。調理パンは使用しません。



イ アレルギー対応

「小金井市立小中学校における食物アレルギー対応の基準」に沿って実施します。

学校給食において、食物アレルギーのある児童・生徒が健康な生活を営めるよう支援する立場で、集団給食の範囲で実施します。

アレルギー対応の実施は、学校と保護者、児童・生徒が安心できるよう医師による診断をもとに校長が決定します。

安全を期するため、除去食を基本とし、アレルギー対応食は一日（一食）あたり2種類までの対応とします。

ウ 給食行事の取組

バイキング給食、セレクト給食、リザーブ給食、ランチルームでの給食、お弁当給食など、各学校で工夫した取組を行います。

4 衛生管理の指針

平成8年の病原性大腸菌O-157による全国的な食中毒事故の発生以来、食中毒事故防止が調理現場における重要な課題となりました。

調理中の衛生管理を徹底するために、調理員は、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生調理マニュアル」及び「小金井市学校給食作業マニュアル」を遵守し調理作業を行います。

(1) 調理の過程について

食材は、当日納品とします（缶詰、調味料等、常温で保存可能なものを除く。）。検収責任者が、納品された食材を検品します。

食品は、当日に調理を行い（豆類、もち米の浸水は除く。）、果物以外の食材は加熱処理をします。

できあがった給食は、児童・生徒に提供する前に校長（検食責任者）が摂食開始時間の30分前までに検食（※2）を行います。

保存食（※3）は、調理済給食1食分と原材料50gを冷凍庫に入れ、マイナス20℃以下で2週間以上保存します。

※2 検食とは、安全性、分量、味が適正かどうかを実際に食べるなどして確認すること。

※3 保存食とは、食中毒などが起きたときに原因を探るため、原材料及び調理済食品を、食品ごとに一定期間保存すること。

(2) 衛生管理について

調理員は、調理室内では、調理衣、帽子、マスクを着用し、調理作業に従事します。前掛けは、作業ごとに使い分けます。

手洗いは、作業の区切りごとに行います。使い捨て手袋の場合も同様に交換します。

調理室はドライシステム（※4）ではありませんが、衛生的な観点からドライ運用（※5）の導入を図ります。

※4 ドライシステムとは、床に水が落ちない構造の施設・設備機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業ができるシステムのこと。調理場内の湿度を低く保つことができ、はね水による二次汚染の防止、細菌繁殖の抑制、作業の効率化に効果がある。

※5 ドライ運用とは、ウェット方式の調理場で、ドライ仕様の調理器具を使用したり作業方法を工夫することで、できるだけ床が乾いた状態を維持しながら調理を行う方法

5 給食環境の整備

(1) 食器

給食の食器は、温かみのある強化磁器食器（※6）を使用します。

洗浄後は、専用の食器消毒保管庫で保管し、衛生的に管理します。

※6 強化磁器食器とは、磁器食器にアルミナを配合し割れにくく強化したもの。

熱が伝わりにくく、熱くなりにくいという利点もある。栄養士、調理員で構成する食器・備品プロジェクト会議で使いやすさの検討をして現在の食器を選択した。

(2) 設備

回転釜、コンベクションオーブン、食器洗浄機、ボイラー、食器消毒保管庫などの高額な大型給食備品については、耐用年数を考慮しながら、計画的に入替を行います。

6 安全性の確保

(1) 食材の検査

ア 食肉等細菌検査

年1回、食肉、豆腐、ハム・ワインナー等の加熱済食品等の細菌検査を実施します。数値が市の基準を超えた場合は、業者に改善を指導し、改善されるまで取引を中止します。

イ 放射能測定

食材の残留放射性物質検査を実施します。

子ども達の健康のため、内部被ばくを避けるようにします。

検査は、使用頻度・量の多い食材、放射能汚染傾向が高い食材を優先に行います。

測定の下限値は、国の基準値より厳しくします。市は、検査の結果を公表し、下限値を超えた場合は、当面の間、当該食材は使用を控えます。再度検査し、下限値を超える数値がでなくなったら使用を再開します。

(2) 食器の検査

ア 残留洗剤検査

年1回、洗浄後の食器類（はし、お椀、お皿）に付着している洗剤、脂肪、蛋白の残留量を検査します。

(3) 調理場の検査

ア 保健所による拭き取り検査

調理員の手指、食器具類の細菌検査を実施し、検査結果を含めて衛生管理について研修会を実施します。

イ 日常の点検

施設設備（機械、器具、使用水など）や調理機器の衛生点検を行います。

ウ 学校薬剤師による定期点検

調理場の施設の状況について点検します。

(4) 栄養士・調理員の検査等

ア 健康診断、その他必要な検査

年1回以上の健康診断と毎月2回の腸内細菌検査（赤痢菌、サルモネラ菌及び下痢原性大腸菌（腸管出血性大腸菌）O157、O26、O111）を行います。

(5) その他

日常の清掃とあわせて、害虫駆除、フード・換気扇清掃、グリストラップ清掃を長期休業中に行い、調理場の衛生環境を整えます。

7 環境への配慮

各学校に生ごみ処理機が設置されており、調理中のごみと残渣は、生ごみ処理機によって堆肥化を図ります。

洗剤は石鹼を使用、排水溝にはバイオ製剤（※7）を利用し、環境に配慮します。

光熱水費については、給食機器の使用を工夫し、最大需要電力を抑制します。また、衛生基準を尊重しつつ、環境負荷の少ない無駄のない給食の運営に努めます。

※7 油分を分解させるバクテリア製剤。使用することで臭いの発生や排水管の詰まりを解消する効果があるといわれている。

8 食育の推進

学校給食法だけでなく、平成20年3月に改訂された新学習指導要領においても総則で「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、関連教科においても食育に関する記述がなされ、食育の推進が一層求められています。

各学校では、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成しています。

給食を「生きた教材」として活用し、食育を推進していきます。

「食に関する指導の手引」

第一次改訂版（平成22年3月） より

—文部科学省

【食に関する指導の目標】

- 1 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 2 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける。
- 3 正しい知識・情報に基いて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける。
- 4 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心を育む。
- 5 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。
- 6 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し尊重する心をもつ。

(1) 食育の取組

小金井市は、小金井市食育推進計画により、「野菜」、「団らん」、「ふれあい」、「環境」をキーワードとする小金井らしい食生活のあるひとつづくり・まちづくりをKoganei-Styleとして地域に展開しています。

4つのキーワードにからめて学校における食育の取組例を紹介します。

野菜

◆農園見学

市内の農家を見学します。

◆野菜の収穫

農家の収穫体験や、学校園で野菜の栽培、収穫をします。

◆給食での活用

地場野菜を給食の食材として活用します。



団らん

◆給食だより等で、保護者向けに情報提供を行います。

◆全クラスへのおたよりや掲示等で、児童・生徒向けに食の情報を発信します。

◆授業実践

給食に使用する食材を扱い、授業を行います。

(トウモロコシの皮むき・そら豆のサヤむき・ルバーブジャム作り等)



ふれあい

◆地域の生産者や働く人たちとの交流

地場野菜等を生産している生産者と交流し、顔の見える関係を大切にします。

児童・生徒が給食調理室を見学したり、栄養士や調理員と交流し、コミュニケーションを図ります。

◆地域の高齢者と

給食を通じて交流を図ります。

環境

◆エコクッキング

授業などで、環境に配慮した料理教室を実施します。

◆好き嫌いなどの理由による食べ残しを減らす指導をします。

Koganei-Style

(2) 食育リーダー会議の開催

各学校の食育リーダー（※8）による食育リーダー会議を開催します。

栄養教諭を中心に、「小金井らしい」食育の実践を目指します。

※8 食育リーダーとは、食に関する指導の全体計画の作成や授業構築の際の助言、家庭や地域、関係機関との連携におけるコーディネーター機能を担う。栄養士、養護教諭、家庭科教諭等が選任されている。

(3) 小中学校栄養士会の活動

小金井市立小中学校栄養士会では、各学校での取組をまとめ、研究を行います。

食育に関しての情報交換や研修も行います。

9 給食の充実と市民参加

(1) 学校給食運営協議会

調理業務を業者委託している学校は、学校・保護者・業者・教育委員会で構成する学校給食運営協議会を開催し、給食の運営について意見交換を行います。

(2) 学校給食連絡協議会

給食を実施していくうえでの諸問題について研究協議し、学校給食業務の充実、発展と業務を円滑に行うために学校給食連絡協議会を設置します。

学校長の代表、栄養士の代表、調理員の代表、教育委員会等の委員で構成します。

年度ごとに行う委託校の検証では、検証委員会を設置し、委員による現場観察を行い、「安全でおいしく温かい給食」が提供されているかを検証します。

(3) 栄養士・調理員の役割と責務

栄養士・調理員は、給食の向上のため、情報交換を行い、必要な知識の習得・技術の向上に努めます。市は、必要な研修を継続して行います。

(4) より良い給食を目指して

試食会、アンケートの実施等で保護者や児童・生徒からの意見や意向を反映する機会をつくり、おいしい給食を目指します。

市は、給食に関して市民が意見を出せるよう仕組みづくりを検討します。

「学校給食の指針」については、今後も国・都の動向や保護者等の意見を参考にしながら、よりよい改善をしていきます。

別紙1

【1】3ページ上段 学校給食実施基準「児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」については、令和3年2月12日文部科学省告示第10号により変更となっている。

令和3年2月12日文部科学省告示第10号 学校給食実施基準
【児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準】

区分	基 準 値			
	児童（6歳～7歳）の場合	児童（8歳～9歳）の場合	児童（10歳～11歳）の場合	生徒（12歳～14歳）の場合
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(g)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム (食塩相当量)(g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
鉄(mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA(μg RE)	160	200	240	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	25	30	35
食物繊維(g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。
亜鉛・児童（6歳～7歳） 2mg、児童（8歳～9歳） 2mg、児童（10歳～11歳） 2mg、生徒（12～14歳） 3mg
2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、彈力的に運用すること。
3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

【2】10ページ9の(4)「より良い給食を目指して」の下線部分については、仕組み

づくりを検討した結果、以下の下線部のとおりとなっている。

(4) より良い給食を目指して

試食会、アンケートの実施等で保護者や児童・生徒からの意見や意向を反映する機会をつくり、おいしい給食を目指します。

給食に関して市民が意見を出せるような仕組みづくりを検討した結果、平成27年に、学校長、保護者、市民、栄養教諭・栄養士、調理員、業者で構成する「小金井みんなの給食委員会」が設置されました。小金井市学校給食の指針を推進し、学校給食の見守り支援を行うことを目的としています。

「学校給食の指針」については、今後も国・都の動向や保護者等の意見を参考にしながら、よりよい改善をしていきます。

教育委員会の今後の日程

令和3年8月24日

会議名	日時	場所
東京都市町村教育委員会連合会 第2回理事会	8月27日(金)	書面開催
市町村教育委員会オンライン協議会	① 9月 2日(木) ② 11月 18日(木) ③ 12月 23日(木) ④ 2月 10日(木)	オンラインで実施
東京都市町村教育委員会連合会 第1回研修会	10月 8日(金) 午後2時	オンラインで実施
第9回教育委員会定例会	10月 12日(火) 午後1時30分	801会議室
第10回教育委員会定例会	11月 9日(火) 午後1時30分	801会議室
第11回教育委員会定例会	11月 24日(水) 午後1時30分	801会議室